

飲食業において取り組むべき感染症防止対策に係る基準

1. 利用者の感染症防止

(1) 入店時

- 施設入口には、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、入場をお断りさせていただく旨を掲示する。
- 施設入口や施設内には手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を設置する。
- 施設入口及び施設内に、飲食時以外はマスクの着用、定期的な手洗い・手指消毒をお願いする旨を掲示するとともに、咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- 飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔をとることが重要であることを利用者に理解していただき、施設内が混み合う場合は入場を制限する。
- 順番待ち等により列が発生する場合は、各人が最低1 m以上（マスク着用のない場合は2 m）の間隔を空けるように誘導などを行う（床に間隔を示すテープを貼るなど）。
- 順番待ちが施設外にまで及ぶ場合は、従業員が間隔を保つよう誘導するか、または整理券の発行などを行う。
- エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。

定員数： _____ 人 乗員上限： _____ 人

※複数台ある場合、エレベーターごとに制限

- 送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。

乗車可能人数： _____ 人 乗車人数上限： _____ 人

※複数台ある場合、車両ごとに制限

- 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席を仕切るため、アクリル板・透明ビニールカーテン等を設置する。

(2) 客席へのご案内

—————<テーブル間の配置については次のいずれかを満たすこと>—————

- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低 1 m 以上確保できるよう配置する。

テーブル間：最低 m

- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等を設置する。

-
- カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置する。

—————<同一テーブルでの配置については次のいずれかを満たすこと>—————

※少人数の家族、介助者が同行する高齢者・乳幼児・障がい者等が対面での着座を希望する場合を除く。ただし、他グループとの相席は避ける。

- 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低 1 m 以上確保できるよう配置する。

座席間隔：最低 m

- テーブル上にパーティション等（アクリル板等）を設置する。

-
- 滞在時間の制限（おおむね 2 時間程度を目安）や予約制の活用などにより同時に多数の席が集まらないようにする。

(3) テーブルサービスとカウンターサービス

- テーブルサービスで注文を受けるときは、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。

- 利用者が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒する。

- カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を確保する。

- カウンターで注文を受けるときは利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。
- カウンターでは、利用者と従業員の会話を想定し、従業員のマスク着用のほか、仕切り等を設置する。
- 料理は大皿盛りを避けて、個々に提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分ける。

—————<ビュッフェスタイルでは、次のいずれかを満たすこと>—————

- 利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用のドリンクや箸を共有しないことを徹底する。
- 料理や小皿を盛って提供するか、従業員が取り分ける。

- 利用者同士のお酌やの回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起を行う。
- 施設内 BGM の音量を低減させ、大声での会話を避けるよう、業態に応じ注意喚起を行う。
- 従業員は、施設内の一箇所に利用者が集まらないように留意する。
- 個室を使用する場合は、十分な換気を行う。
- 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう注意喚起を行う。

□ 喫煙スペースの広さ： _____ m² 利用人数上限： _____ 人

(4) 会計処理

- 食券を販売している場合は、券売機を定期的に消毒する。
- レジ等で会計処理に当たる場合は、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等を設置するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。また、コイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒する。

2. 従業員の安全衛生管理

- 従業員の健康管理において最も重要なことは、各自が施設内に新型コロナウイルスを持ち込まないことであることを周知徹底する。
- 食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底する。
- 業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- 感染した、又は感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
- 従業員やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また、風評被害や誤解などを受けないよう、事業者は現状を的確に従業員に伝える（従業員へのリスク・コミュニケーション）。
- 施設内では大声を避け、マスクやフェイスシールドを適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底する。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- ロッカールームや休憩スペースは換気し、共用する物品は定期的に消毒する。
- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

ユニフォーム洗濯頻度： ごとに洗濯

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

- ビル管理法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たされているか確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、設備等の維持管理を適切に行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- <ビル管理法の対象外の施設については、いずれかを満たすこと>—————
- 換気設備により必要換気量（一人当たり毎時 30 m³）を確保すること。必要換気量が

足りない場合は、入場者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

- 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。

（参考）「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

【アピール項目※】 ※認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる事項です。

- 施設内の人が密集する共用エリアについて、換気の詳細（空気の流れ）を分かりやすく図示している。
-

- 施設内清掃を徹底し、施設のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
- テーブル、イス、パーティション、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等についても利用者の入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭する。
- 卓上には原則として調味料・冷水ポット等の設置を避けるか、利用者が入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭や用具の交換を行う。
- トイレは毎日清掃し、ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
- トイレのハンドドライヤーや共通のタオルの使用を禁止し、ペーパータオルを置く。また、汚物は蓋をして流すよう、使用者に注意喚起を行う。
- 厨房の調理設備・器具を台所用洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。
- 食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は手袋・マスクを着用

してビニール袋等に密封して縛り、マスクや手袋を着用して回収する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗う。

【アピール項目※】 ※認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる事項です。

- 接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、利用者の動線が重ならないための案内や自動扉、自動水栓を設置するなどの工夫・整備を行う。

【具体的な取組の内容】

4. チェックリストの作成・公表

- 各施設・事業者は、施設内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。

5. 感染者発生に備えた対処方針

- 施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、遅延なく、町長に連絡するものとし、かつ、酒々井町セーフティ・ゾーン認証（辞退・一時停止）届出書（別記第7号様式）により、町長に届出をする。
- 保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、遅延なく、町長に連絡するものとし、かつ、酒々井町セーフティ・ゾーン認証（辞退・一時停止）届出書（別記第7号様式）により、町長に届出をする。

- 従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。
-

【推奨項目】

- 感染リスクの早期把握のため、従業員に対し、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用をルール化ないし奨励する。
- 上記以外の方法により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。

【具体的な取組の内容】
